

高砂市地区農業委員会運営活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区農業委員会の活動に要する経費を補助することにより、高砂市農業委員会の事務の円滑な運営と地域農業の振興を図ることを目的とする。

(補助の実施及び対象活動)

第2条 市長は、地区農業委員会に対し、予算の範囲内において、当該委員会の活動に要する経費の一部を補助するものとし、その活動は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付手続)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月24日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補 助 の 対 象 と な る 活 動
(1) 地域農業の活性化の推進に関すること。 (2) 農業後継者の育成に関すること。 (3) 農業者の利益擁護のための農政活動に関すること。 (4) 農地パトロールに関すること。 (5) 地区農業委員会の開催に関すること。 (6) 農地法に基づく申請、届出の予備審議に関すること。 (7) 農業者年金の普及啓蒙及び加入促進に関すること。 (8) その他市長が特に必要と認めるもの

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	補 助 金 の 額
農地の保全・管理をする場合	農地 1 ヘクタール当たり 2, 5 0 0 円を乗じた額以内とする。
農業者の指導・相談を実施した場合	1 件当たり 1, 2 5 0 円を乗じた額以内とする。
農地パトロールを実施した場合	1 日当たり 1 5, 0 0 0 円を乗じた額以内とする。
予備審議を実施した場合	1 回当たり 1 5, 0 0 0 円を乗じた額以内とする。
会議の開催及び調査研究等を行った場合	地区委員会開催、委員研修等の調査研究に要した経費の一部。